

愛知工科大学・愛知工科大学自動車短期大学  
公的研究費における不正防止計画

番号	区分	不正を発生させる要因	不正防止計画
Ⅰ. 関係者の意識向上に関する事項			
1	意識	どのような行為が研究費の不正使用とみなされるのか十分に理解されていない。	教職員に対し、不正使用の事例を紹介し、研究費の不正使用は研究活動に深刻な影響を及ぼすことを周知する。
2	意識	研究者と事務職員の相互理解ができていない。	定期的な説明会を実施する等、相互理解の促進に努めるとともに、問題点等の共有を図る。
Ⅱ. 運営・管理体制に関する事項			
3	体制整備	通報窓口を設置しているが、学内の認知が低く、内部通報制度が十分に機能していない。	教職員に対し、説明会等で通報窓口を周知する。窓口で対応する職員に対し、適切に対応できるよう説明をする。
4	執行ルール	研究費の使用ルールが十分に理解されていない。	わかりやすくルールを説明したマニュアルを作成し、周知徹底する。
5	体制整備	ルールの運用と実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点で点検・見直しが行われていない。	監査時に運用と実態状況をチェックするとともに、不正防止計画の見直しを行い、最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告する。
Ⅲ. 不正発生要因の把握に関する事項			
6	執行ルール	研究費の使用が特定の時期に偏っている。	計画的な研究費執行を周知する。予算の執行状況を定期的を確認する。
7	執行ルール	立替払い等で購入された物品の検収ができない。	納品検収は必ず会計課で受けることを周知・徹底させる。
Ⅳ. 不正防止対策に関する事項			
8	体制整備	事務部門の検収体制が形骸化している。	検収が徹底されているか、監査を実施する。
9	体制整備	モニタリングによるチェックが定期的に行われていない。	定期的なモニタリングを実施する。
10	体制整備	論文不正防止は、教員個人のモラルに任されている。	論文不正防止の啓発活動を行う。

(H27.4.1 策定)